



第5章 実現化方策



1 基本的な考え方



都市計画マスタープランは、本町の将来都市像を明確にし、個別の都市計画を決定・変更する際の方方向性を示す指針としての役割を担うものです。本計画の実現に向けたまちづくりの推進にあたっては、個別的、具体的な事業計画を立案・具現化し、庁内及び関係機関と連携して、事業等の推進を図ります。



2 実現への取り組み

2-1. 多様な主体と「協働によるまちづくり」の推進

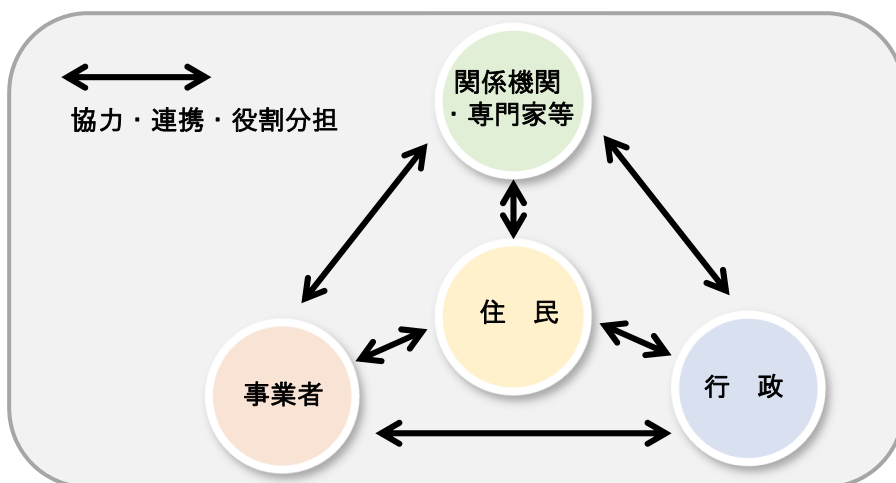
(1) 「協働によるまちづくり」の推進に向けた役割

「協働のまちづくり」の推進に向けた役割は、住民や事業者、関係団体等と行政がそれぞれの役割を分担し、相互に協力・連携していくことを目的とし、次のとおりとします。

また、住民や事業者、関係団体等は、「協働のまちづくり」におけるそれぞれの役割を認識し、行動することが期待されます。

住民の役割	・まちづくりの担い手としての役割が期待されます。また、自分たちでまちを良くするために考え、実践することが期待されます。
事業者の役割	・地域の産業や経済の発展に貢献することが期待されます。また、地域社会を構成する一員として、人材や設備、資金等の活用による地域活動への支援が期待されます。
関係団体・専門家等の役割	・まちづくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。また、専門的知識を活かした地域への貢献が期待されます。
行政の役割	・情報提供や住民参画の機会の提供のほか、住民主体のまちづくり活動の支援等を推進します。また、各種計画や事業の決定・変更、推進・調整を図ります。

■協働のまちづくりの推進に向けた役割



このような役割分担のもと、多様な主体と行政が協力・連携し、地域のまちづくりを展開することを目的として、仕組みづくりを進めます。

（２）協働のための環境づくり

【情報共有】

地域に関わる主体が、お互いの理解と尊重のもと、協働でまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関する様々な情報を共有することが重要です。このため、各主体が取り組むまちづくりに関する情報などが、効果的かつ効率的に届けられるよう、広報紙やリーフレット、ホームページなど様々な媒体により、行政からの積極的な情報提供や情報公開を進めます。

【参画】

地域が主体的にまちづくりに取り組むには、地域に関わる各主体のまちづくりに対する意識の醸成と人材育成が必要です。このため、まちづくりに関するセミナーなどを通じて意識の醸成を図り、まちづくりへの参画意識を高め、地域においてまちづくりをリードできる人材の育成に努めます。

また、地域のまちづくりを充実させるためには、多様な主体の参画により進められることが重要です。このため、出前講座やワークショップ、アンケートなどの様々な機会を設けるとともに、まちづくりへの関心を高め、より参画しやすい環境づくりや ICT を活用した地域情報発信に関する支援を進めます。

【協働】

地域の特性を活かしたまちづくりを円滑に進めるためには、地域の実情を熟知する多様な主体で構成されるまちづくり活動団体が中心となって取り組むことが重要です。このため、自治組織、自治会、まちづくり協議会などによる地域課題の解決に向けた自主的な取り組みを支援するとともに、土地利用のルールづくりなどの活動に対して、相談や専門家の派遣などの技術的な支援を行います。

同時に、地域の課題解決や魅力の向上など、まちづくり活動団体が目指すまちづくりを実現するためには、法や条例などに基づくまちづくり制度を活用した取り組みが有効です。そこでまちづくり制度の活用を積極的に促しながら、まちづくり活動団体との協働のまちづくりを進めます。

■主なまちづくり制度

・都市計画提案制度

都市計画の決定や変更の案を土地所有者などが町や県に提案できる制度

・地区計画

地区の特性に応じた土地利用のルール案を土地所有者などが町に申出できる制度

・建築協定、景観形成協定、緑地協定

土地所有者などの合意形成に基づき、土地利用のルールを定める制度

・まちづくり協定

地区計画などのルールを補完することを目的に、地区住民等が地区のまちなみや住環境の保全・向上のために守るべき事項を定め、自ら運営する制度

・都市利便増進協定

まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設を、地域住民やまちづくり団体の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備していくための協定制度

■協働によるまちづくりのフロー



（３）近隣市町村との広域的な連携強化

県沿岸部に位置する本町は、古くから三陸地域として生活圏を形成しており、さらに三陸沿岸道路が整備されたことにより、本町のまちづくりには広域的な視点が必要となります。

まちづくりを行うにあたっては、道路・交通・防災対策といった広域的な課題の対応など、一つの自治体では対応が難しい課題があります。また、将来的に見込まれている人口減少や少子高齢化の進行、財政的な制約の中で生じる様々な課題に対応し、住民ニーズに応えたまちづくりを進めるためには、地域資源などを有効に活用し、効果的に施策の実施を図ることが重要となります。

そこで、近隣市町村などと役割・機能分担や公共施設の圏域を調整して相互利用を図るなど、広域的な連携・協力体制を必要に応じて強化するとともに、調整にあたっては国や県に支援・協力を要請しながら、密接に連携してまちづくりを進めます。

2-2. まちづくりと都市・地域経営の一体的な推進

山田町らしい個性と愛着を感じられるまちづくりと、効率的かつ効果的な都市・地域経営とを一体的に推進することにより持続可能で質の高い都市を形成します。

(1) コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

本計画で位置付けた複数の拠点に、都市機能の集積を図るとともに、これらの拠点を公共交通や道路網など多様な交通ネットワークでつなぎ、環境への負荷が小さく利便性の高い持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定を検討します。

山田町の特徴を活かしたコンパクトで持続可能なまちづくりを進めることにより、人・物・情報の交流を活性化させ、まちの魅力や価値を高め、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを推進します。

(2) 民間活力の導入

公共施設などの整備や管理運営にあたっては、限られた予算内においても、効率的で質の高い公共サービスの提供が求められています。そのためPFI方式などによる民間の資金やノウハウを有効に活用することにより、財政負担の軽減や事業の効率化、サービスの向上などの効果が期待できる施設は、民間活力の導入を積極的に検討します。

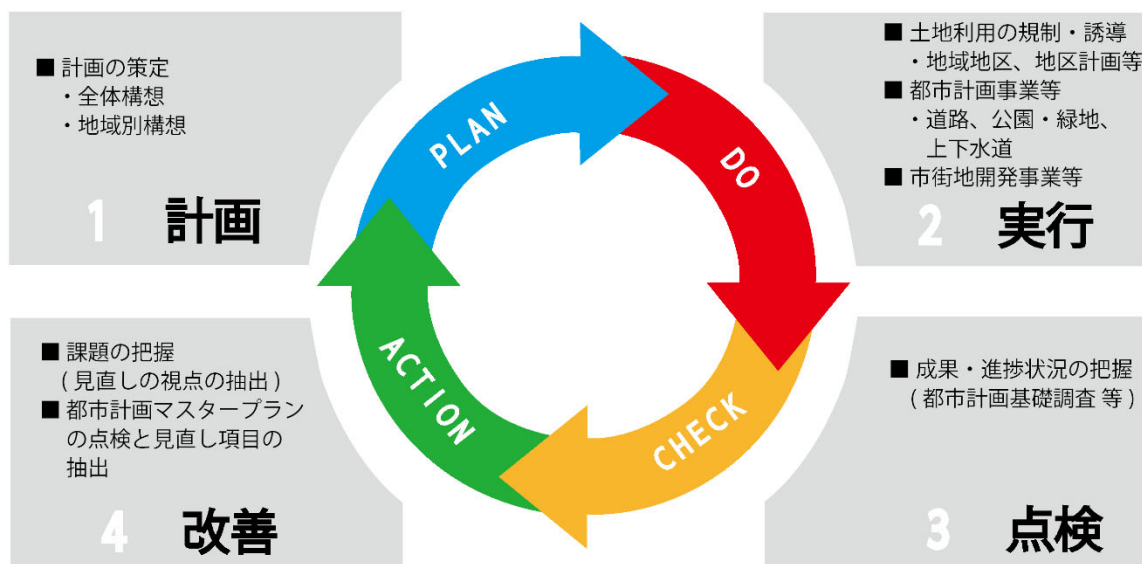
(3) 公共施設マネジメントとの連携

公共施設の統廃合を検討する際には、都市機能を集積する拠点に施設を移すなど、行政改革や都市・地域経営の視点から行われる公共施設の再編をまちづくりと一体のものとして捉え、連携を図ります。

インフラ施設については、住民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、災害時などでは、救援や災害復旧における重要な基盤施設であることから、既存ストックの状況を踏まえ、中長期的な見通しに基づき整備と改修・更新を行うなど、効率的な投資を行うことを基本方針とします。

2-3. 柔軟な都市計画マスタープランの見直し

本計画の目標年次はおおむね 20 年後としています。町が目指す将来像に変化が生じた場合や、社会情勢等の変化により施策・事業の見直しが必要となる場合には、適宜計画内容の見直しを行うこととします。



(1) 中間年次における計画見直しの検討

計画策定後おおむね 10 年が経過した段階で、計画に掲げた各種施策や事業の進捗状況を評価・検証するとともに、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

(2) 上位計画に基づく計画見直しの検討

「第 9 次山田町総合計画」の計画期間は 2025 年度（令和 7 年度）までであり、2026 年度（令和 8 年度）からは新たな総合計画において目指すまちの姿やまちづくりの目標が示されることとなります。

この新たな総合計画で掲げられる内容と本計画との間に大きな離が生じる場合は、必要に応じて計画内容を見直すこととします。ただし、目指す方向性に大きな離がない場合は、中間年次における計画見直しのタイミングで総合計画の内容の反映についても検討することとします。

(3) その他不定期の計画見直しの検討

三陸沿岸道路の整備等により、物流や交流機能等が大きく変化して、本計画で想定した都市構造と大きな離が生じる場合など、長期的な土地利用や都市施設に係る方針を見直す必要がある場合は、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

また、都市計画法等の改正により、都市計画の制度や都市計画マスタープランの構成・内容等について見直しが必要とされる場合は、適宜計画内容を見直すこととします。